

**「茨城県食の安全・安心確保基本方針(案)」に係る
意見の内容及び意見に対する県の考え方**

基本方針	No.	意見	県の考え方
全体	1	当該基本方針は、総合性と均衡性に優れ、解り易い説得力のあるものになっております。 当団体としても、コンプライアンスを遵守し自主衛生管理のさらなる向上に努め、当該基本方針を羅針盤にして、食の安全・安心に対する県民の負託に応えたいと考えます。	本基本方針は、県、食品関連事業者及び県民が協働して食の安全・安心に取り組むこととしております。ご協力をお願いいたします。
	2	食を取り巻く幅広い分野での対策により食の安全施策が進められることが期待できます。	県の責務として、関係部局が連携し、食の安全・安心に関する施策を総合的に策定し、実施することとしております。部局を超え、幅広い分野で食の安全・安心を推進します。
I 総論			
4 総合的な食の安全・安心確保対策の推進体制	3	この方針に基づいた施策を各部局が横断的に展開し、県民に分かりやすくより具体的な方法で展開されることを期待します。	本基本方針を推進する体制のひとつとして、関係部局等から構成する「茨城県食の安全・安心対策連絡会議」を設置します。関係部署の連携を強化し、情報の共有化を図り、食品の安全性の確保に県庁全体として取り組みます。
5 施策の体系図	4	農林水産物の生産現場から食卓まで、食の安全を守る流れに沿った形で食の安全を守っていることが体系図によりわかりやすいと思います。	「施策の体系図」は、基本方針各論の項目を図示したものです。食品の生産から消費に至るまで、食の安全を守る流れに沿った体系に整理されております。今後、体系に沿った形でアクションプランを策定し、具体的な施策として食の安全・安心を推進してまいります。
	5	基本方針の全体俯瞰として体系図があり、抽象的な文章の理解を助けます。	
	6	茨城県食の安全・安心推進条例に規定された内容は網羅され、合理的な内容となっていると思います。また、条例の内容や構成に縛られず、広く食の安全・安心の内容を取り込み、分かり易い体系となっており、期待できる内容だと思えます。	
II 各論			
1 施策の方向	7	今後、この方針に沿ってそれぞれの内容が、早期に実現されることを期待しております。私ども食品に携わるものの一員としても、責務及び役割を再認識し、協働して推進できるよう、協力させていただく方向で考えております。	基本方針に基づき、食品の総合的な安全対策を進めるため、県、食品関連事業者及び県民が行う取り組みや事業を示す行動計画として、「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」を策定いたします。
	8	茨城県における食品の安全確保アクションプランは、茨城県食の安全・安心確保基本方針が制定されることにより到達目標や施策の方向性について整合性を図ってください。	アクションプランにつきましては、旧アクションプランを基に、基本方針に沿った形で新しいアクションプランを策定いたします。
2 取り組み			
1-1-(4)農林水産物の出荷等の規制	9	一次農産物への措置を規定したことにより、より安全な県産品が流通することができ、本県の農産物のアピールにもなると思えます。	出荷の規制を行う農産物が明確になったことから、本県農産物の安全に関するイメージアップにつながるものと考えております。
1-3-(2)不良食品等の自主回収	10	食品の自主回収の報告制度は事業者にとっても消費者にとっても、食の安全を進めていく上でとても良い制度だと思います。	食品の自主回収の報告は、食品による健康被害の未然・拡大防止を目的として行います。事業者が健康被害にかかる自主回収を行った際、県に報告し、県はホームページへの掲載や報道機関への資料提供により回収を支援します。
1-3-(5)輸入食品の安全性の確保	11	輸入食品の届出制度は、輸入食品が増えている現状を踏まえた、すばらしい制度と思われまます。	食品等輸入者の届出制度は、県が県内の輸入者を把握するための制度です。この制度により、輸入食品による健康被害が発生した場合に、早急に対処することが可能となります。また、監視指導についても効率的に行えることとなります。
2-1-(2)食品関連事業者の表示適正化に係る取り組みへの支援	12	買い物時の参考となる表示について、正しい表示がなされるようしっかり販売者の指導を行っていただきたいと思えます。	食品表示は、食品衛生法、JAS法、景品表示法など複数の関連法令があります。食品関連事業者が適正に表示できるよう、指導を行うとともに、セミナーの開催等により、適正表示の周知を図ります。
2-2-(1)主要農産物のトレーサビリティシステムの促進	13	食品を購入する際の判断材料とするための生産履歴やトレーサビリティなどの情報の提供に努めていただきたい。	GAPの導入などを通じて生産履歴の記帳を進めるとともに、「いばらき農産物ネットカタログ」を活用し情報の提供を行ってまいります。

2-3-(1)食品の安全性に関する情報の収集と提供	14	監視指導や試験検査の情報は、速やかに、県民に広く公表する場を設けて開示していただきたいと思います。	監視指導や試験検査の結果については、ホームページ等を活用し速やかに公表致します。
2-3-(1)食品の安全性に関する情報の収集と提供	15	一般県民にも分かりやすい内容で施策について説明するなど、一層の情報公開をすすめ、食の安心を広げていただきたいと思います。	食の安全性に関する講習会の開催やホームページの活用など、あらゆる機会を通じて、県が行う施策の説明や、食の安全性に関する情報の提供等を行い、情報公開を推進いたします。
2-3-(2)市町村等と連携した情報の収集と提供	16	新しい動きとして、消費者庁の設置に伴う食の安全・安心施策の充実に期待しております。	消費者庁の設置を機会に関係部局間の連携をさらに緊密にし、消費者の視点に立った消費者行政の強化を図って参ります。
3-1-(1)施策の提案制度の普及	17	県民の意見・要望が常に反映されるよう取り組みの推進を期待します。	県民の意見・要望を施策に反映させるため、基本方針に次に内容を盛り込みました。 ①食の安全・安心に係る施策について提案できる「施策の提案制度」を設置。 ②食の安全・安心に係る施策についての評価や助言を頂くため、有識者を構成員とする「食の安全・安心委員会」を設置。 これにより、これまで以上に県民の皆様の意見を施策に取り入れて参りたいと考えております。
3-2-(1)リスクコミュニケーションの推進	18	食品に関わる全ての関係者(県民・食品関連事業者・県)の意見交換により情報の共有化、相互理解を深めてそれぞれの役割が果たされるよう期待します。	リスクコミュニケーションの実施等により、県民、食品関連事業者及び県の相互理解を深めます。ご協力をお願いいたします。
3-2-(1)リスクコミュニケーションの推進	19	「安全」と「安心」を区別して使用し、県民が安心して食生活を送るために必要な情報提供の推進、信頼関係の確立のために、一層のコミュニケーションをはかることを要望します。また、科学的知見からの農業についての学習会の開催など、農業への理解を深める取り組みを要望します。さらに、遺伝子組換え食品などの新しい技術やBSE対策などの対応についても積極的なコミュニケーションが必要と考えます。	茨城県食の安全・安心推進条例において、「食の安全・安心」は「食品の安全性及び食品に対する消費者の信頼をいう。」と定義されています。「安心」は「食の安全＝食品の安全性」の上に成り立つものと考えます。食の安心を広げるためには、関係者の相互理解が欠かせません。そのため、農業や遺伝子組換え食品、BSE対策など、様々な事柄についてのリスクコミュニケーションや意見交換会、講習会等を開催し、情報の提供及び共有化に努めます。
3-3-(1)食品の安全性に関する知識の習得と実践	20	県民の役割として、正しい知識を身につけ、主体的な判断で食品を選択する、とあるが、知識を身につけるための機会を十分に提供していただきたいと考えます。	県では、食育の一環としての「食の安全親子教室」の実施や、リスクコミュニケーション等の開催を通して、食の安全性に関する正しい知識を身につけていただく機会を提供しています。今後も様々な講習会等を開催し、食の安全性に関する知識の普及に努めます。
3-4-(1)地産地消の推進	21	地産地消を推進することで、顔の見える関係づくり、「生産」「消費」についての理解が広がり、安心につながります。ただ、生産から消費に至る各段階において安全に向けた努力が必要となることにはふれたほうが良いと考えます。	生産から消費までの各段階において食の安全・安心を確保するそれぞれの責務と役割の重要性、さらにそれぞれが必要な措置を講じることは、この方針の基本的な考え方として掲げています。このことは、地産地消を推進する上で基本となるものと考えております。
3-4-(1)地産地消の推進	22	地産地消は、県でも力を入れているものだと思うのですが、基本方針では説明文から具体性が見えてきません。もう少し具体的にしたいほうが、生産者サイドからみて納得のいくものとなるのではないのでしょうか。	基本方針に基づき、食品の総合的な安全対策を進めるため、県、食品関連事業者及び県民が行う施策や事業及び取り組みを示す行動計画として、「茨城県食の安全・安心確保アクションプラン」を策定いたします。
3-5-(2)いばらきハサップの認証	23	茨城県の食に関して、もう少し、特徴的なことを具体的に記載してあってもいいのではと思われました。	茨城県として「いばらきブランド」を確立するため、特別栽培農産物の認証やいばらきハサップの認証等を行っております。本県が独自に食の安全性に関して行っている認証制度の特徴についての説明を基本方針に追加いたします。

※ご意見につきましては、同様の内容をとりまとめの上、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきます。(2件)

※文言の整理に関するご意見は掲載を省略させていただきます。(2件)